

事業計画（千葉県旭市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	4 地区海岸
被災した地区海岸数	3 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	なし
本復旧を実施する地区海岸数	3 地区海岸

① 堤防高

被災前の現況高で復旧

千葉東沿岸：T. P+4. 0～5. 0m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年4月に策定※¹済み。

これに基づく本復旧工事については、平成23年11月までに工事着工※²しており、計画的に復旧を進め平成24年6月の工事完了を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

④ 平成24年度の成果

全ての被災した地区海岸において、平成24年6月までに本復旧工事を完了した。

⑤ その他

地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ (T.P)		応急 対策	復旧の予定						H24予算での 実施内容	H25年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を 記載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
旭市	飯岡・下永井	570	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	—	H23.11	着工済み	H24.6	完了済み	・本工事	本工事	
旭市	飯岡・横根	1,740	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	—	H23.11	着工済み	H24.6	完了済み	・本工事	本工事	
旭市	九十九里・北九十九里	853	離岸堤	1.60	1.60	—	H23.4	—	—	H23.10	着工済み	H24.6	完了済み	・本工事	本工事	

2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 普通河川矢指川水系※¹の市管理区間では、1箇所では災害復旧事業を実施。
本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備を終え着手。
なお、旭市の県管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。
- ② 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、パトロールを重点的に行うなど警戒避難体制を強化。
- ③ 平成24年度までの成果
 - ・ 全箇所（1箇所）で災害査定を完了
 - ・ 全箇所（1箇所）で本復旧に着手
 - ・ 全箇所（1箇所）で平成24年出水期（6月頃）までに本復旧を完了した。

※1 位置図を参照



旭市

【県・市管理河川】

1水系 1河川 1箇所

(普)矢指川水系 1河川 1箇所

旭市

山武市

凡 例

- 国 道
- 主 要 地 方 道
- 県 道
- J R 線
- 私 鉄
- 市 街 及 部 落 界
- 県 界
- 郡 市 界
- 町 村 界
- 一 級 河 川 (直 轄 河 川)
- 一 級 河 川
- 二 級 河 川
- 準 用 河 川
- 河 川 湖 沼
- 地 す べ り 指 定 地
- 建設省所管海岸保全区域
- 運輸省所管海岸保全区域
- 農林水産省所管海岸保全区域
- 港 湾 区 域
- 特 定 重 用 港 湾
- 重 用 港 湾
- 地 方 港 湾
- 避 難 港
- 砂 防 指 定 地
- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- 完 成 ダ ム
- 建 設 中 ダ ム
- 調 査 ・ 計 画 中 ダ ム
- (赤は河川管理施設ダム)
- 雨 量 観 測 所 (建設省・水資源)
- 水 防 テ レ メ タ 雨 量 観 測 所 (県土木事務所)
- 雨 量 観 測 所 (気象庁)
- 水 防 テ レ メ タ 雨 量 観 測 所
- 水 位 観 測 所 (建設省・水資源)
- 水 位 観 測 所
- 水 防 テ レ メ タ 水 位 観 測 所
- 水 防 テ レ メ タ 潮 位 観 測 所
- 近 郊 整 備 地 帯
- 近 郊 整 備 地 帯 に 係 る 河 川 流 域

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約71haの農地及び農業用施設に被害

② 施設の復旧

目那川幹線排水路等の主要農業用施設について、平成24年度内に復旧を完了した。

③ 農地の復旧

平成 24 年度までに復旧を完了した。

○平成 23 年度当初から既に営農が可能な農地 約 69ha

○平成 24 年度から営農が可能な農地 約 2ha

4. 海岸防災林の再生

① 箇所名：横根、井戸野、三川、東足洗、野中、西足洗、足川

② 被災状況

津波により防風柵 212m が倒壊した。

また、林帯の冠水等で森林 17.13ha が被災した。

③ 事業計画の内容

被災した防風柵（212m）については、治山施設災害復旧事業により復旧する。被災した森林及び機能の低い森林については、防災林造成事業により、砂丘造成（3,875m）及び苗木の植栽（21.00ha）を行う。

④ これまでの実施状況と今後の予定

防風柵の復旧工事については平成 23 年度に復旧が完了した。森林の復旧については、平成 23 年度に苗木の植栽及び平成 24 年度に砂丘造成に着手し、平成 27 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果

防災林造成事業： 砂丘造成 491m

⑥ 平成 25 年度の成果目標

防災林造成事業： 植栽工 7.0ha、砂丘造成 1,263m

（保全対象： 主要地方道 30 号線（飯岡一宮線）、農地、横根集落、井戸野集落、東足洗集落、野中集落、西足洗集落、足川集落、国民宿舎飯岡荘）

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

旭市内の飯岡漁港において、平成24年度末時点で、全延長の陸揚げ機能が回復している。

今後、平成27年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興まちづくり

(1) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

＜旭市立学校＞

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した3校については復旧が完了し、津波被害を受けた1校については、以下のとおり早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害

比較的軽微な被害に留まる市立学校3校（滝郷小学校、古城小学校、干潟中学校）については、平成23年度内に復旧完了した。

○ 甚大な被害

津波による被害を受けた飯岡中学校については、旭市復興計画を踏まえ、津波被害の少ない内陸部に移転し、地域の防災拠点としての機能を強化した施設として整備する。平成24年度は実施設計業務を実施した。平成25年度は、開発行為許可申請等の手続きを進め、改築工事に着手する予定である。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1校については、被害が園舎に対するものであったが、構造体には被害が及んでおらず、比較的軽微なものであった。この被害に対しては、震災後、速やかに施工業者の手配等の準備を行い、5月中に着工、竣工しており、既に復旧完了している。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

＜旭市立社会教育施設＞

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の8施設について、以下のとおり6施設は復旧が完了し、1施設は25年度中の復旧を予定している。なお、残りの1施設は時期が未定である。

○ 比較的軽微な被害に留まる3施設（いいおかユートピアセンター・旭市総合体育館・海上野球場）については、平成23年度で復旧完了した。

○ 比較的軽微な被害に留まる3施設（飯岡体育館・飯岡野球場・飯岡庭球場）につ

いては、平成２４年度で復旧完了した。

- 甚大な被害を受けた１施設（大原幽学遺跡史跡公園）については、平成２４年度に事業着手し、平成２５年度中に復旧完了予定である。
- 甚大な被害を受けた１施設（旭市営飯岡海浜プール）については、施設の存続につき検討中のため、現在のところ事業着手・復旧完了共に時期は未定とする。

<県立社会教育施設>

旭市に所在する社会教育施設のうち、東日本大震災により被災し、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した３施設について、以下のとおり復旧を完了した。

- 比較的軽微な被害に留まる千葉県立東部図書館については、平成２３年１０月に事業に着手し、１０月に復旧を完了している。
- 比較的軽微な被害に留まる千葉県総合スポーツセンター東総運動場については、平成２３年４月に事業に着手し、９月に復旧を完了した。
- 比較的軽微な被害に留まる千葉県東総文化会館については、平成２３年５月に事業に着手し、平成２４年３月に復旧完了した。

7. 液状化対策

- ① 地区名：旭、海上、飯岡、干潟地区
- ② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成24年度から地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討を開始。
今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手。
- ③ 平成24年度における成果
液状化被害状況調査を実施し建物被害の実態と住民の要望を把握。
既存資料の収集整理と液状化の検証作業を実施。
液状化対策検討委員会の設置。
- ③ 平成25年度の成果目標
住民との意見交換を進めながら対象地区の選定、対策工法の検討など事業化のための計画策定を進める。

8. 災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物等約 82 千トン（約 71 千トンの災害廃棄物、約 11 千トンの津波堆積物）発生。

② 搬入状況について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物約 99%、津波堆積物 100%を仮置場へ搬入済み。残りの解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中であり、仮置場への移動を平成 26 年 2 月末までを目途に完了させる。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年 3 月末現在、災害廃棄物等約 73 千トン（約 62 千トン（87%）の災害廃棄物、約 11 千トン（100%）の津波堆積物）の処理を実施した。

中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 25 年 5 月末までを目途として処分を行う。なお、平成 25 年 4 月以降に搬入された災害廃棄物の処理については、数量等の推移をみて平成 26 年 3 月末までを目途として処分を行う。

工程表(千葉県旭市)

	H23				H24				H25				H26				H27				H28
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	以降
1. 海岸対策	施工準備 (堤防設計等) 本復旧 (逐次完了し、全ての区間 について6月までに完了した。)																				
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)	施工準備 本復旧 ← 出水期 (※)警戒体制を強化 ← 出水期																				
3. 農地・農業用施設																					
基幹的農業用施設 (目那川排水路等)	応急	本復旧 (他部局等との調整が完了した箇所から順次着手)																			
用排水施設の機能が確保され、平成23年度当初までに除塩等を行い、すでに営農が可能となった農地	除塩	営農再開																			
平成23年度内を目途に除塩等を行い、平成24年度から営農が可能となる農地	土砂撤去、除塩等	営農再開																			
(注)本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したもの。																					
4. 海岸防災林																					
(横根他)	防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね2年)																				
	防風工等の施工が完了した箇所から植栽を実施 (全体の復旧を概ね8年で完了)																				

	H23				H24				H25				H26				H27				H28以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1)漁港	23年12月にがれき撤去完了 全延長の陸揚げ機能が回復 27年度までに、必要な漁港施設の完了を目指す																					
6. 復興まちづくり (1)学校施設等 ＜市立学校＞																						
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																					
基大な被害を受けた学校の復旧	* 津波被害を受けた飯岡中学校については、旭市復興計画を踏まえ、津波被害の少ない内陸部に移転し、地域の防災拠点として整備する。 H24年度は実施設計業務等を実施。 H25年度は開発許可申請・農地転用等手続き及び改築工事着手																					
＜私立学校＞																						
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																					
7. 地盤沈下・液状化対策	地質調査等により公共施設と宅地との一体的な液状化対策について調査・検討 今後、液状化対策について住民合意等が整った地区について事業に着手																					
8. 土砂災害対策	土砂災害危険箇所の点検																					
	(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成23年12月に通常基準への引き上げを実施。																					
9. 災害廃棄物の処理																						
災害廃棄物の仮置場への移動	(災害廃棄物)				災害廃棄物受入(被災者生活再建制度対象者)																	
					(受入れ量の数量等の推移を見て中間処理・処分)																	
中間処理・最終処分																						
	(中間処理・最終処分)				(木くず、コンクリートくずの再生利用)																	